

令和 7 年度第 18 回庁議提案 審議・報告・その他

提出日：令和 7 年 1 月 23 日

担当部・課：産業部産業推進課〔内線 3545〕

① 件名

石巻ルネッサンス館用地の無償貸付期間の更新について

② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）**【背景】**

石巻産業創造株式会社は、石巻トウモロービジネスタウンに立地する企業の業務活動支援及び地元企業の発展に資する業務を行い、地域産業の創出を目的として、宮城県、独立行政法人中小基盤整備機構、金融機関等並びに石巻市の出資により設立された第三セクターであり、「石巻ルネッサンス館」を拠点としている。

同館用地は建設当初から本市が無償貸付を行っているが、現契約が令和 8 年 3 月 31 日をもって終了する。

【目的】

同社は、平成 23 年度以降単年度黒字を継続しているものの、約 6.5 億円の累積損失が残存しており、その解消に時間を要する見込みであることから、当該用地について 3 年間の無償貸付期間の更新を行うもの。

③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性**【根拠法令】**

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）

【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】

第 4 章 多彩な人材が活躍し誇りと活気にあふれるまち

第 1 節 賑わいと活気にあふれる商工業の振興

第 5 節 企業誘致の推進と新たな産業の創出

④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）

平成 12 年 9 月 平成 12 年市議会第 3 回定例会にて貸付期間 3 年で議決
以降 1 ~ 3 年で貸付期間更新

令和 5 年 2 月 令和 5 年市議会第 1 回定例会にて貸付期間 3 年で議決
4 月 市有財産使用貸借契約を締結

令和 7 年 1 月 石巻産業創造株式会社より、市有財産借受期間更新申請書を受理

⑤ 主な内容

- (1) 貸付財産 普通財産 土地（現況地目：宅地）
- (2) 所 在 石巻市開成 1 番 35
- (3) 貸付面積 9,956.68 m²
- (4) 貸付目的 石巻ルネッサンス館用地
- (5) 貸付期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで（3 年間）
- (6) 貸付相手 石巻産業創造株式会社 代表取締役 近藤 順一
- (7) 契約金額 無償

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）**【影響・効果】**

石巻産業創造株式会社が実施する創業支援、中小企業等支援等のほか、石巻トウモロービジネスタウン立地企業及びルネッサンス館入居企業支援等により、本市の産業振興の中核としての機能を果たし、地元企業の支援と産業創出が図られる。

【市財政への負担】

なし

(参考) 年間賃料試算額 6, 258, 918円

※令和7年度固定資産仮評価額をもとに算出

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

地元企業の活性化や業務活動支援、新事業創出等を目的とし、中小企業基盤整備機構や自治体、民間企業等が合同で出資して設立された第三セクターに対する土地等の無償貸付状況

岩手県北上市（㈱北上オフィスプラザ）無償貸付（貸付期間：10年）

東京都町田市（㈱町田新産業創造センター）無償貸付（貸付期間：3年）

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和8年2月 市議会第1回定例会に財産の無償貸付けについて提案

4月 市有財産使用貸借契約の締結

⑨ その他